

解約返戻金について

当社から有料職業紹介で勤務したスタッフについては、採用で終了という訳では無く、スタッフやお客様に対して当社のサポートを継続し、就業における問題が発生した場合は解決に努めます。

それでも採用された人材が、入社日から3カ月以内に当人に起因する理由により辞職した場合は契約時に取り交わした返金規程により就労期間を考慮した紹介料の返還を行ないます。